

「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト

平成22年8月

職業安定局 高齢者雇用対策課(土田 浩史課長)

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策小目標1 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

事業主団体

(2) 概要

「70歳まで働ける企業」の普及・促進に向けて、各地域で開催するシンポジウムや広報活動等を通じて先進事例の提供や気運の醸成を図るとともに、70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組み、高年齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組みを一体的に行う事業を事業主団体等に委託して実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

平成21年度の本事業の実施により、委託先事業主団体の傘下において、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は事業開始時と比べ事業終了時には14.5ポイント増加、「70歳まで働ける企業」の割合は事業開始時と比べ事業終了時には11.8ポイント増加した。

平成21年度の高年齢者雇用状況報告によると、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は前年比1.4ポイントの増加、「70歳まで働ける企業」の割合は前年比2.8ポイントの増加であり、本事業の取り組みには十分な効果が見られる。

このように、本事業により、70歳まで働ける雇用機会の確保に向けた環境整備を推進することが可能となるとともに、その基盤となる60歳代前半層の安定した雇用の確保が促進された。

また、これらにより、高齢者が意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく社会の支え手として活躍し続けることができる環境の整備を進めることができた。

(2) 効率性の評価

本事業の実施により、新たに「70歳まで働ける企業」となる企業を創出するために、平成19年度においては1件あたり1,131千円、平成20年度においては1,116千円かかったのに対し、平成21年度においては1件あたり549千円となって、徐々に事業の効率化が図られている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所定の予算を要求する。

(概算要求額：一百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	セミナー等の参加企業から「70歳までの雇用や高齢者雇用確保措置の充実等の具体的な検討に役立つ」と回答を得た割合（目標は80%以上）	—	—	88.6%	94.7%	—
達成率		—	—	110.8%	118.4%	—
2	事業終了時において、事業実施企業のうち70歳まで働ける場を確保する企業の割合（目標はH19年度15%、H20年度18%、H21年度20%）	—	—	23.6%	27.2%	22.4%
達成率		—	—	157.3%	151.1%	112.0%
3	事業終了時において、事業実施企業のうち65歳以上定年企業等の割合（目標は50%）	—	—	—	—	49.0%
達成率		—	—	—	—	98%
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	セミナー開催回数（計画数 141回）	—	—	168回	136回	—
達成率		—	—	119.1%	96.5%	—

5	H21はセミナー実施回数(目標は全国平均年4回)	—	—	—	—	年間4.6回(全国平均)
達成率		—	—	—	—	115.0%
参考統計(再掲)						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	60～64歳就業率	52.0%	52.6%	55.5%	57.2%	57.0%
2	65～69歳就業率	33.8%	34.6%	35.8%	36.2%	36.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
・労働力調査基本集計(総務省)						

5. 特記事項

(1) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「高齢社会対策基本法」(平成7年11月15日法律第129号)第9条第1項において、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保することができるよう必要な施策を講ずることが国の責務とされている。

「再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間取りまとめ)」(平成18年5月30日再チャレンジ推進会議)において「誰もが意欲と能力を活かして働ける全員参加型社会の実現を図るため、本年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法に基づき、65歳まで働ける労働市場の整備を早期に実現することに加え、企業の事例収集、相談援助、情報提供を行うことにより、「70歳まで働ける企業」の普及促進を進め、最終的には定年制のない「いくつになっても働ける社会」を目指す。」とされている。

「高年齢者等職業安定基本方針」(平成21年4月1日厚生労働省告示第252号)において、平成22年度末を目途に65歳以上定年企業等の割合を50%、「70歳まで働ける企業」の割合を20%にするとされている。

「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」(平成22年6月18日閣議決定)中の「雇用・人材戦略」において、2020年までの目標を「60～64歳までの就業率：63%」とする成果目標が示され、当該目標を達成するための具体的な取組として、別表成長戦略実行計画(工程表)において、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるようにするための施策の在り方の検討等を行うことが示された。

(2) その他

2010年6月28日に実施された厚生労働省省内事業仕分け(雇用管理等指導業務)において、当該事業について更に大幅に削減してもより効果を上げる方法がある等の指摘を受け、都道府県労働局が直接実施する施策との連携を緊密化すること等により効率的・効果的に実施することとした。